

主 文

原判決中カラオケ演奏を伴奏とする歌唱による演奏権侵害を理由とする被告人の損害賠償請求にかかる部分に関する本件上告を棄却する。
その余の本件上告を却下する。
訴訟費用は原告人らの負担とする。

理 由

上告代理人安部千春の上告理由について

原審の適法に確定したところによれば、原告人らは、原告人らの共同経営にかかる原判決のスナック等において、カラオケ装置と、被告人が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることを意図していたというのであり、かかる事実関係のもとにおいては、ホステス等が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏(歌唱)という形態による当該音楽著作物の利用主体は原告人らであり、かつ、その演奏は営利を目的として公にされたものであるといふべきである。けだし、客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること(著作権法二二条参照)は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、原告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、原告人らの従業員による歌唱の勧誘、原告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、原告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、原告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、原告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気好む客の来集を図つて営業上の利益を増大させることを意図していたといふべきであつて、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは原告人らによる歌唱と同視しうるものであるからである。

したがつて、原告人らが、被告人の許諾を得ないで、ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる演奏権を侵害するものといふべきであり、当該演奏の主体として演奏権侵害の不法行為責任を免れない。カラオケテープの製作に当たり、著作権者に対して使用料が支払われているとしても、それは、音楽著作物の複製(録音)の許諾のための使用料であり、それゆゑ、カラオケテープの再生自体は、適法に録音された音楽著作物の演奏の再生として自由になしうるからといつて(著作権法(昭和六一年法律第六四号)による改正前のもの)附則一四條、著作権法施行令附則三條参照)、右カラオケテープの再生とは別の音楽著作物の利用形態であるカラオケ伴奏による客等の歌唱についてまで、本来歌唱に対して付随的役割を有するにすぎないカラオケ伴奏とともにするという理由のみによつて、著作権者の許諾なく自由になしうるものと解することはできない。

右と同旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、これと異なる見解に立つて原判決を論難するものであつて、採用することができない。

なお、原告人らは、原判決中カラオケ演奏を伴奏とする歌唱による演奏権侵害を理由とする被告人の損害賠償請求を除くその余の請求にかかる部分については、上告理由を記載した書面を提出しない。

よつて、民法四〇一條、三九九條、三九九條ノ三、九五條、八九條、九三條に従い、上告理由に対する判断につき裁判官伊藤正己の意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官伊藤正己の意見は、次のとおりである。

私は、原審の確定した事実関係のもとにおけるカラオケ演奏に関して、原告人らは演奏権侵害の不法行為責任を負うものであるとして、右不法行為に基づく被告人の損害賠償請求を認容した原判決は是認することができるとした多数意見の結論には賛成するが、その結論に至る理由づけには同調することができない。その理由は、以下のとおりである。

多数意見は、原告人らがその共同経営にかかるスナック等において、カラオケ装置とカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることを意図していたという原判決の事実関係のもとにおいて、ホステス等が歌唱する場合だけでなく、客のみが歌唱する場合についても、その演奏(歌唱)という形態による音楽著作物の利用主体は営業主たる原告人らであると捉え、その演奏は営利を目的として公にされたものであるから、右演奏につき被告原告人の許諾を得ていない原告人らは、当該演奏の主体として演奏権侵害の不法行為責任を免れない、とするものである。

私見においても、カラオケ伴奏によりホステス等従業員が歌唱する場合に、営業主たる原告人らをもつて、その演奏(歌唱)という形態による音楽著作物の利用主体と捉えることには異論はなく、また、ホステス等が客とともに歌唱する場合も、ホステス等と客の歌唱を一体的に捉えて利用主体は営業主たる原告人らであると解することができるであらう。しかしながら、客のみが歌唱する場合についてまで、営業主たる原告人らをもつて音楽著作物の利用主体と捉えることは、いさか不自然であり、無理な解釈ではないかと考える。多数意見は、客のみが歌唱する場合でも、前記のような店の従業員による歌唱の勧誘、原告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、原告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、原告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、原告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れるなど営利を目的としているとして、客による歌唱も著作権法上の規律の観点からは原告人らによる歌唱と同視しうるというのであるが、店の従業員による歌唱の勧誘等、多数意見の挙げる右の各事実を考慮

しても、客は、上告人らとの間の雇用や請負等の契約に基づき、あるいは上告人らに対する何らかの義務として歌唱しているわけではなく、歌唱するかしないかは全く客の自由に任されているのであり、その自由意思によつて音楽著作物の利用が行われているのであるから、営業主たる上告人らが主体的に音楽著作物の利用にかかわっているということはできず、したがつて、客による歌唱は、音楽著作物の利用について、ホステス等従業員による歌唱とは区別して考えるべきであり、これを上告人らによる歌唱と同視するのは、擬制的にすぎて相当でないといわざるをえない。

私は、カラオケ演奏については、右のようにカラオケ伴奏による歌唱の面で捉えるのではなく、カラオケ装置に着目し、カラオケ装置によるカラオケテープの再生自体を演奏権の侵害と捉えるのが相当であると考え。著作権法(昭和四五年法律第四八号をいう。但し、昭和六一年法律第六四号による改正前のもの。以下同じ。)附則一四条は、適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行われるものを除き、当分の間、「音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興業又ハ放送ノ用ニ供スルコト」は「偽作ト看做サス」とする旧著作権法(明治三二年法律第三九号をいう。以下同じ。)三〇条一項第八号の規定は、なおその効力を有する旨規定し、これを受けて著作権法施行令(昭和四五年政令第三三五号をいう。以下同じ。)附則三条一号は、右にいう「政令で定める事業」として、「喫茶店その他客に飲食をさせる営業で、客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨を広告し、又は客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの」を挙げているところ、多数意見は、カラオケ装置の設置は「客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの」には該当しないとすものと解されるが、カラオケ装置は、カラオケテープを再生することにより客がこれを伴奏として公衆に直接聞かせるべく歌唱するための特別の設備であるから、かかる予定のもとにスナック等にカラオケ装置を設置することは、右にいう「客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの」そのものに当たるといふことはできないとしても、これに準ずるものとして、営利目的のカラオケ装置によるカラオケテープの再生については著作権法附則一四条による旧著作権法三〇条一項第八号の規定は働かないものと解するのが相当である。著作権法制定当時は今日のようなカラオケ装置の普及は予想されていなかったため、著作権法施行令附則三条は、カラオケ装置を念頭に置いた規定の仕方をしていないが、音楽の提供が直接収益に結びつかない事業に限つて旧著作権法の規定を当分の間適用することとした著作権法附則一四条ないし著作権法施行令附則三条の立法趣旨に照らすと、右のように解することは、むしろ立法趣旨にそつた解釈と考えられるからである。

最高裁判所第三小法廷

| | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 裁判長 | 裁判官 | 坂 | 上 | 壽 | 夫 |
| 裁判官 | 伊 | 藤 | 正 | 己 | |
| 裁判官 | 安 | 岡 | 滿 | 彦 | |
| 裁判官 | 長 | 島 | | 敦 | |